

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 津島市都市計画マスタープラン等を策定するため、津島市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、津島市都市計画マスタープラン等とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき市が策定する計画及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき市が策定する計画及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき市が策定する計画をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体の代表者若しくは関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(オブザーバー)

第6条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が委員会の会議に加わることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に、本計画の素案を検討するため幹事会（庁内検討委員会）を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる課に属する職員から課長の推薦する者をもって組織する。

3 幹事会は、建設産業部都市計画課マスタープラン推進室長が招集し、その会議の議長となる。

4 建設産業部都市計画課マスタープラン推進室長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 幹事会は、計画の検討等のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

6 幹事会の運営に必要な事項は、建設産業部都市計画課マスタープラン推進室長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課マスタープラン推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会 名簿【令和4年度】

第3条関係

名称	氏名	所属	区分
委員長	松本 幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	学識経験者 (1号委員)
副委員長	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	加藤 則之	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	渡邊 治之	津島商工会議所専務理事	関係団体 (3号委員)
委員	浅井 彦治	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会会長	関係団体 (3号委員)
委員	高見 茂宏	名古屋鉄道株式会社 地域活性化推進本部 まちづくり推進部長	関係団体 (3号委員)
委員	松野 範久	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部まちづくり支援室 まちづくり支援課長	関係団体 (3号委員)
委員	杉山 尚美	市民代表	(4号委員)
委員	河津 博史	市民代表 (NPO 法人防災津島の会 事務局長)	(4号委員)

第6条関係

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	木村 昌博	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課長	関係行政団体
	鬼頭 重美	愛知県海部建設事務所 企画調整監	関係行政団体

別表（第7条関係）

役職	構成員
議長	都市計画課
委員	企画政策課
委員	危機管理課
委員	シティプロモーション課
委員	財政課
委員	生活環境課
委員	福祉課
委員	高齢介護課
委員	子育て支援課
委員	都市整備課
委員	産業振興課
委員	工務課
委員	学校教育課
委員	社会教育課